

6月は 近畿2府4県 路上軽油採取 調査強化月間



**燃料の見本品採取調査に
ご協力をお願いします。**

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為であり、
環境汚染の原因にもなる悪質な行為です。

近畿2府4県では、不正軽油を追放するため、6月の環境月間に共同して、
「近畿2府4県路上軽油採取調査強化月間」
を実施しています。

自動車の燃料として灯油やA重油を使用した場合には、軽油引取税の課税対象となります。

滋賀県	滋賀県	不正軽油	対策協議会
京都府	京都府	不正軽油	対策協議会
大阪府	大阪府	不正軽油	対策協議会
兵庫県	兵庫県	不正軽油	対策協議会
奈良県	奈良県	不正軽油	対策協議会
和歌山県	和歌山県	不正軽油	対策協議会



不正軽油は作ることも 使うことも 犯罪です。



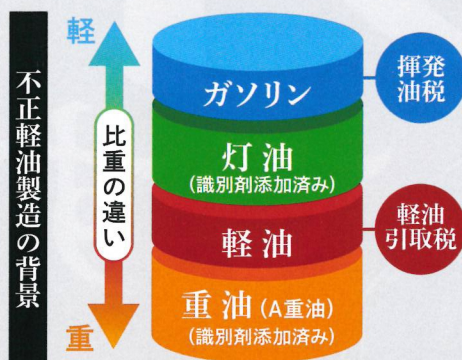
不正軽油に関わる人は 全て罰せられます！

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら原材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所や設備・器具を提供した人などにも重い罰則が適用されます。



不正軽油とは

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。



不正軽油(製造)の主なパターン



不正軽油を製造すると

知事の承認を受けずに軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。
[地方税法第144条の33第1項]



不正軽油を運搬・保管・取得等すると

不正軽油と知って運搬・保管・取得等すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。
[地方税法第144条の33第3項]



軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。
[地方税法第144条の41]



不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。
[地方税法第144条の33第2項]



不正軽油を使用すると

知事の承認を受けずに燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡、消費すると、2年以下の懲役、100万円以下の罰金が科されます。
[地方税法第144条の33第4項]



検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。
[地方税法第144条の12]



不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります

[地方税法第144条の4]

不審な業者や施設などの情報も
ぜひお寄せください!!

- ✓ 市価に比べて異常に価格が安い。
- ✓ 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- ✓ 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- ✓ 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。